

## 空き教室活用特区

(受付番号5：個人(NPO法人設立申請予定者))

### 1 申請内容

目指す地域活性化：申請者は現在、県内の経営者、技術者、起業家等のキャリアやノウハウを発揮できる「場」を創出するためのNPO法人設立に向けて準備を進めており、セミナーや研修などを通じて起業家支援、就職支援などを行うことにより地域の活性化を図って行く意向。併せて高校生への支援として、将来の進路選択のために必要な情報・体験を提供する職業意識啓発のための活動を行い職業意識、勤労意欲の醸成をめざす。

現在の障壁：学校の施設が生涯学習や生涯スポーツの場等として開放されているが、専ら授業時間以外の一時的な開放となっている。

申請者の意向：NPOの活動拠点として、松江商業高校の空き教室を活用したい。

### 2 規制の内容

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則【第26条第1項】

(教育財産の管理等に関する規程により準用)

(教育長の権限を委任する規程により学校長へ委任)

- ・その他公共的団体(NPO法人も含まれる)が、公共用又公益事業の用に供すると特に必要と認められる場合には、学校長が教育財産の目的外使用許可を行う。

目的外使用の許可に当たっては、あくまで教育施設等の本来の用途又は目的を妨げないことが前提であり、学校教育上支障がないかどうかを判断する場合は、物理的な支障のほかに、教育的な支障も考慮した上で総合的に判断することが必要。

### 3 対応方針

対応不可

理由

物理的な観点

現在、松江商業高校には空き教室は無いが、空き教室があった場合でも、今回のケースでは、生徒の在校時間中に不特定多数の者が出入りすることとなり、学校の安全面確保に支障が出る懸念がある。

したがって、不特定多数の人間の出入りを制限するなど、学校における安全面の確保に支障がないような環境を整えば、この点については問題がないということになる。

教育的な観点

学校の教育課程の中で実施している進路指導は、カウンセリング等の専門性を備えた教員により、既に構築された年間指導計画に基づいて実施されている。このような中で、今回NPOが予定している生徒への職業相談、アドバイス等の職業意識啓発活動については、既存の進路指導との一貫性が図られるかどうか懸念がある。

### 4 その他

NPO関係者などの多様な人材を指定授業以外の授業や講演会等での外部講師として活用することは、学校側も積極的に賛成しており来年度から実施される見通し。